

## 「記録問題への対応策」の検討状況

「記録問題と対応策」の記載			対応実績	その他	
項目	内容	対応状況			
(1)	「コンピュータ記録と紙台帳の突合せ」作業の拡充等 A 突合せ対象の拡充と精査の徹底		年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについては、22年10月から実施し、23年1月からは全国29拠点で作業中。 1) 突合せにおいては、未解明部分を中心にいわゆる「5千万件」の記録も対象として実施中。(22年12月から突合せ開始) 2) 紙台帳検索システムには、「手帳記号番号払出簿」についても収載し、電子画像化・検索キー入力等の作業を実施。(22年7月収載完了)		
	1) 未解明部分(約995万件)を中心に「5千万件」の記録も対象にする。	(対応中)			
	2) 8.5億件の名簿等に加え、紙台帳検索システムに「手帳番号払い出し簿」も収載する。	(対応済)			
	B 紐つけ方法の拡充 「年金手帳番号や生年月日での紐つけ」で不十分な場合は、「氏名での紐つけ」も可能なように、氏名パンチ入力作業を追加する。	(対応済)	「手帳記号番号と生年月日での紐付け」でコンピュータ記録と紐付かないものについては、「手帳記号番号と氏名」「氏名と生年月日」での紐付けを行うこととし、氏名パンチ入力等の作業を終了。(22年6月)		
(2)	基礎年金番号の非保有者の年金記録確認を容易にするための環境整備		住基ネットを活用しても住所の把握ができない方について、未送達者への定期便等の再送付と併せて、マスメディアやホームページを通じた呼びかけを行うとともに、ねんきんネットを通じた記録の存在確認等を促すことを検討している。		
	記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴や使用した姓名・生年月日などの“本人のみが知る記憶”を伺って、個別に確認するしかない。そのためには、次のような“幽霊の基礎年金番号”保有者などへの一斉呼びかけ”キャンペーンが必要となる。	(要検討)			
	① 特別便、定期便等が未送達の事例について、マスメディアを通じて、「特別便・定期便の届かない人」などに呼びかけ、名乗り出たこととともに、23年4月から実施予定の住基ネットを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を検討する。	(作業中)			・ 22年9月から23年3月までオンラインシステムに住基コードを収録済。23年夏頃に定期便等の未送達者の直近の住所を住基ネットから入手し、秋頃を目途に定期便等を送付する予定。
	② 自分自身の年金記録の確認ができる「年金個人情報システム」に、「私の履歴整理表」の入力支援機能を付加する等により、ご本人の記憶と年金記録との相違の気づきを促すとともに、紙台帳検索システムを活用し、記録の発見を行う。	(対応済)			・ 23年2月末からサービスを開始した「ねんきんネット」において、「私の履歴整理表」を簡単に作成できる入力支援機能を持たせた。
		(対応中)	・ また、23年秋を目途に国民年金の特殊台帳記録に係る死亡者の年金記録の検索を可能とする仕組みを構築中。		
		(検討中)	・ さらに、24年度中を目途に宙に浮いた5000万件の未判明記録のうち基礎年金番号に紐つかない記録等について「ねんきんネット」からの検索が可能となるよう検討を進めている。		

「記録問題と対応策」の記載			対応実績	その他
項目	内容	対応状況		
(3)	<p>3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、 ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策</p> <p>本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。</p> <p>1) 受給者 既に裁定が行われていることから、現状のままとする。</p> <p>2) 被保険者 ・ 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。 ・ 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。</p>	<p>(対応済) ↓ (廃止)</p> <p>(調整中)</p>	<p>左記の取扱いを平成23年1月から実施したが、当該取扱いにかかる通知は廃止され、現在、社会保障審議会に設置された「第3号被保険者不整合記録問題特別部会」にて抜本改善策の検討がなされている。</p> <p>今後、不整合記録を発生させないよう、健保組合に係る被扶養配偶者情報も把握できる仕組みを検討し、種別変更につなげていく必要がある。 (協会けんぽ、共済組合については既に情報提供の仕組みあり)</p>	
(4)	<p>戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、判明したところは別紙のとおり。</li> <li>・ また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を目途に記録回復手続きの明確化を図る。</li> </ul>	(対応済)	記録回復手続きの明確化を図り、9月2日の年金記録回復委員会に説明の上、機構本部から地方組織に指示を行った。(平成22年9月30日【国年指2010-328】)	
(5)	<p>「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査</p> <p>1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。</p> <p>2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。</p>	<p>(対応済)</p> <p>(対応中)</p>	<p>・ サンプル調査を行ったところ、事業所が稼働しており、適用すべき被保険者がいる事業所が3%あることが判明したため、11月18日の年金記録回復委員会に報告の上、平成22年12月末までに全数調査を実施した。(平成22年9月29日【厚年指2010-325】)</p> <p>この調査により、現存している可能性のある事業所が確認できた場合は、直ちに加入勧奨を行い、22年度末を目途に、加入を拒否した場合は事業所調査を実施し、加入指導を進めるとともに、調査の結果事業実態がないことが判明した事業所については、23年6月を目途に認定全喪処理を行うよう、機構本部から地方組織に指示を行った。(平成22年10月4日【厚年指2010-333】、平成22年12月15日【厚年指2010-415】)</p>	

「記録問題と対応策」の記載		対応状況	対応実績	その他
項目	内容			
(6)	<p>記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取扱いの明確化」</p> <p>現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。</p> <p>1) 受給者</p> <p>具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。</p> <p>ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があった旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。</p> <p>2) 加入者</p> <p>特別便の回答等により記録照会の申出を行われた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。</p>	(対応済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省年金局から機構に対して、左記の対応を踏まえた対応策の検討及び実施を指示した。(平成22年3月30日、年管企発0330第1号)</li> </ul> <p>当該指示を踏まえ、機構本部から地方組織に対し、以下の指示を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20年2月通知の趣旨の明確化を図るため、対応要領のQ&amp;Aを改定した。</li> <li>あわせて、特別便等を契機としたご本人からの申し出による記録訂正の場合の年金額仮計算書の様式を改め、「年金記録を訂正し、年金額を再計算して下さい」「年金記録の訂正は必要はありません」の2つのチェック欄を設け、いずれかにチェック・署名していただくこととした。</li> <li>また、仮計算書の趣旨をわかりやすくお示しするお知らせを年金額仮計算書と同時にご本人にお渡しすることとした。(平成22年4月12日【給付指2010-60】)</li> <li>既に年金額が減額となった事案のうち、返還額が高額であるなど記録の統合に納得ができないとの申立てをこれまでされたことがある方について、年金事務所からお知らせし、改めてご説明することとした。(22年4月17日全国年金事務所長会議において機構本部から説明)</li> <li>機構本部において、減額事例の対応状況等の実績報告を毎月年金事務所から取得し、その状況を見ながら対応にばらつきが生ずることのないよう指導している。</li> </ul>	
	<p>※ なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金 記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる 場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国(日本年金機構)において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。</p>	(対応済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金記録との突合せについて、機構本部から地方組織に対し、既に裁定を受けている受給者について、国の記録の訂正により減額が見込まれる場合については、ご本人にお知らせすることなく事跡のみを残すこととする等の指示を行っている。(平成22年4月1日【事企指2010-22、厚年指2010-112】)</li> <li>また、コンピュータ記録と紙台帳等との突合せについても、平成22年10月5日の年金記録回復委員会で了承された業務実施要領において左記を踏まえた取扱いを指示した。(平成22年10月6日【年機構発第113号】、平成22年10月8日【年発1008第1号】)</li> </ul>	

「記録問題と対応策」の記載			対応実績	その他
項目	内容	対応状況		
(7)	<p>複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームの編成 解決事例を全国で共有。</p> <p>1) 各都道府県の旧社会保険事務局等で、それぞれ固有の記録管理・ノウハウ蓄積・処理方法が存在していたので、旧社会保険庁のベテラン退職者から人選し、在宅にて、現場職員からの質問に回答できるように登録する。</p> <p>2) ベテラン退職者の急増から、旧令共済・旧法・船員保険・遺族年金などに関連する、複雑な事案への即応が困難となり、待ち時間の短縮や適切な相談対応のため、旧社会保険庁のベテラン退職者を極力各ブロック本部に配置し、年金事務所の相談員への支援を行う。同時に、対応事例を、全国で共有できる準備も行う。</p>	<p>(対応済)</p> <p>(対応済)</p>	<p>1) ベテランOB職員の活用については、機構本部からブロック本部に対して年金記録問題への対応を含め、年金事務所等の業務が全般にわたり円滑に実施されるよう、①既にご協力いただいているOB職員を含め、引き続き、あるいは新たにご協力をお願いできる方々の把握に努めるとともに、②あらゆる機会をとらえてご協力をお願いするよう指示を行った。 これに基づき、各年金事務所において協力いただくことが可能なOBの把握と連絡の確保に取り組んでいる。 (平成22年4月1日【人事指2010-52】)</p> <p>2) 相談事例の共有について、年金相談マニュアルを年金事務所の窓口装置で検索・閲覧できるシステムを導入した。(平成22年6月28日【年相指2010-56】)</p>	
(8)	<p>記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のための、システムの改善</p> <p>1) 記録の検索に関連するもの 「刷新システム」の前段階として、「現行システムの補修」との観点から検討を行い、まずは、以下の事項等について現行システムへの影響、他の開発案件との優先順位を見極めたうえで、可能なものから改善に着手。</p> <p>①記録検索キーの増加 ②個人の記号番号から、過去記録への即時照写</p> <p>③氏名検索システムの改善</p> <p>④漢字氏名検索の有効活用</p> <p>⑤事業所検索システムの改善</p> <p>2) 過去の訂正記録の経緯保存(事跡管理)の徹底 平成21年10月より稼働している記録訂正事跡確認システムの現時点での事跡管理状況を調査し、登録を徹底するように周知。そのうえで、現行のシステムの改善も含め、対応を検討する。</p>	<p>(対応済)</p> <p>(対応済)</p> <p>(検討中)</p> <p>(検討中)</p> <p>(対応済)</p>	<p>22年度・23年度のシステム開発事項については、システム担当理事をリーダーとして、各部門の筆頭グループ長からなるプロジェクトチームにより整理を行った。</p> <p>各事項の検討状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①、②については、22年10月稼働の紙台帳検索システムとして実現。</li> <li>・③については、22年度中にシステム開発を終了し、23年度4月から稼働。</li> <li>・④については、24年度中を目途に検討。</li> <li>・⑤については、特別便対応の収束による使用頻度の減少を踏まえ、現状で不足している事務所へのハードディスクの増設・移設等により対応予定。</li> </ul> <p>・記録訂正事跡確認システムへの未入力が多数あったことから、入力の徹底について機構本部から地方組織に指示を行った。(平成22年4月12日【厚年指2010-128、給付指2010-62】)</p> <p>・更に、年金事務所に対し、オンラインシステムを利用した事跡管理を徹底させるとともに定期的な管理状況の報告を指示した。(平成23年2月18日【厚年指2011-51】)</p>	

「記録問題と対応策」の記載		対応状況	対応実績	その他
項目	内容			
	3) 外国人被保険者の氏名検索 氏名検索が不能とならないよう、ご本人に対し、年金手帳を必ず保管し、届出・手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記入するよう周知することを検討する。	(対応中) (対応済)	氏名検索が不能とならないよう、外国人の新規資格取得時においては、氏名、生年月日等の外国人登録情報に基づいて適正な届出を行うこと、また、適用となった後は年金手帳を保管し、諸届出の手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を必ず記入していただくことを次により周知した。  ①事業主に対しては7月分の納入告知書に同封するチラシにより周知を予定 ②市町村に対しては機構が発行している情報誌をもって周知依頼 (平成22年7月1日【国年指2010-264】) (平成23年3月1日【国年指2011-83】)	
	4) 現場の意見や要望を基にした、システム改善やソフトの導入システムの改善事項の範囲・内容を決定するに当たっては、手作業部分も含めて、機構の関係部署において、現場の意見を把握するプロセスを検討している。	(対応済)	・ 地方・現場からの要望・提案事項を含めた、機構として取り組むべき業務改善に関する諸課題について、業務改善工程表及びシステム再構築工程表として取りまとめ、順次対応している。(平成22年7月(システム再構築工程表については22年11月)から実施)	
	5) 船員保険等については、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ等記録確認を行うに際して、慎重に対応する。	(対応済)	22年10月に策定した年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領に基づき、同月に受託事業者向けに作成した詳細な業務手順書により対応している。	
(9)	相談者の、誤認や勘違いへの対応 記録確認の相談で、国民年金では国民健康保険料の支払いを国民年金保険料の支払いと勘違いする、厚生年金では制度上未適用となるケースであるにもかかわらず就職したことを厚生年金に加入したと誤認するケースが多い。  これらについては、「誤認事例のリーフレット」を、現場に備置するとともに、ホームページにも掲示することを検討している。	(対応済)	ブロック本部や年金事務所から意見聴取したお客様の相談内容におけるよくある誤認事例を踏まえ、誤認事例のリーフレット(同じものを機構HPにも掲載)を作成し、年金事務所にリーフレットの備付け及び周知・広報の指示を行っている。(平成22年8月12日【年相指2010-65】)	

「記録問題と対応策」の記載		対応状況	対応実績	その他
項目	内容			
(10)	<p>その他の具体策起案中の事項</p> <p>A 保険料の過払い</p> <p>1) 国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付 平成17年4月前の記録については、平成20年4月の通知により還付できる取扱いとし、20年8月及び21年9月に保険料還付となる対象者へのお知らせを実施。再度お知らせすることを検討する。</p> <p>※ 平成17年4月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入 被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正された。</p>	(対応済)	未請求者に対する提出勧奨については業務処理要領マニュアルに基づき行われているが、20年8月及び21年9月のお知らせとその後の状況を確認した上でまだ請求いただいていない方に対し年金事務所から提出勧奨を行った。(平成22年6月18日【国年指2010-244】)	
	<p>2) 異なる被用者年金制度の重複加入 厚生年金と共済年金など異なる被用者年金の重複加入については、記録訂正によって保険料の還付が生じることになるが、事業主が死亡した場合など被保険者本人への還付について、制度上及び運用上どのような対応が可能か、今後更に検討を進める。</p>	(検討中)	厚生年金保険法上、国との関係で債務者となっているのは、納付義務のある事業主のみであり、被保険者は国との間に債権債務関係がなく、国に対する返還請求権を有さないことから、どのような対応が考えられるか更に検討が必要。	
	<p>B 統合ミスの再発防止 ねんきん特別便の回答の中で調査が不十分で間違った回答を行った例がある。これらについては、統合ミスの再発防止策として、本人確認をより確実にを行うため氏名、性別、生年月日だけでなく、職歴や住所を確認することを徹底するマニュアルの作成について検討している。</p>	(検討中)	新たな検索ツールとして、23年4月からの紙台帳検索システムの本格稼働を踏まえたマニュアル化を検討中。	
	<p>C 厚生年金における「短期間の資格期間誤り」の回復 月末に退職した場合の資格喪失日の届出誤りや6ヶ月程度以内の「短期間の資格期間誤り」(大部分は、事業主側の知識不足もしくは単純ミスによるもの。)について、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、年金記録回復委員会の実務家検討段階で、その回復方策を検討している。</p>	(検討中)	回復委員会において、第三者委員会による「包括的意見」を受けることによる、新たな記録回復基準の策定について検討。	

「記録問題と対応策」の記載		対応状況	対応実績	その他
項目	内容			
	<p>D 脱退手当金の非受領の申出てへの対応</p> <p>厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和40年前後に支給された記録を中心に行われている。</p> <p>こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかったと疑われるケースがある。</p> <p>この点については、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、いわゆるまだら事案について記録回復基準の設定を検討している。</p>	(対応済)	<p>22年4月23日の年金記録回復委員会において脱退手当金のいわゆるまだら事案の回復基準案が了承されことを踏まえ、同年4月30日付で厚生労働省年金局から日本年金機構あて通知を行った。(平成22年4月30日 年管管発0430第1号)</p> <p>年金局通知を受け、同日に当該事案にかかるチェックシートを含む指示書により、機構本部から全ブロック事務局・全事務所に指示を行った。(平成22年4月30日【給付指2010-81】)</p>	
	<p>E 事業主から従業員への通知義務の徹底方策</p> <p>事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。</p> <p>これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。</p>	(対応済)	<p>事業所調査の際の事業主指導等を通じて、資格取得年月日や標準報酬月額の従業員への通知を徹底させることを、機構本部から地方組織に指示した。(平成22年3月19日【厚年指2010-97】)</p> <p>また、納入告知書に同封するチラシを活用しての資格取得年月日や標準報酬月額の従業員への通知を徹底についても周知した。(平成22年5月7日【厚年指2010-161】)</p>	